

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第4号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条農林振興室の款農業計画課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)